

## ○石川県消防用設備等点検業務損害賠償責任保険事務取扱要領

※平成8年10月18日決定

平成16年8月3日改正

### 1 趣 旨

この要領は、石川県消防用設備等点検済表示制度運用細則第12条の規定に基づいて一般社団法人石川県消防設備協会（以下「協会」という。）が行う損害賠償責任保険事務の取扱いについて定めるものとする。

### 2 補償の対象

補償の対象は、協会正会員である表示登録会員（以下「会員表示登録会員」という。）とする。

### 3 補償の限度額、補償内容等

損害賠償責任保険の補償の限度額、補償内容等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員である表示登録会員ごとの一事故及び年間総保険金額（身体、財物の合計保険金額）は、1億5千万円を限度とする。
- (2) (1)の一事故及び年間総保険金額の補償内容は、次に掲げるとおりとする。
  - ア 点検中に発生した偶然な事故により、第三者に損害を与えた場合に、その損害を補償する。
  - イ 点検終了後に当該点検業務に起因して発生した偶然な事故により、第三者に損害を与えた場合に、その損害を補償する。
  - ウ 点検中に使用する又は管理する点検業務請負先の財物に損害を与えた場合に、その損害を補償する。
- (3) 一事故の免責金額（自己負担額）は、1万円とする。
- (4) 保険期間は、1年とする。

### 4 損害賠償責任保険の加入事務

- (1) 協会は、会員表示登録会員の点検業務に係る年間の売上高を毎年把握し、一括して損害賠償責任保険の加入手続きを行うものとする。
- (2) 協会は、(1)の売上高をもとに算出された保険料を負担するものとする。

### 5 年間売上高の申告

会員表示登録会員は、4(1)により協会から点検業務に係る年間の売上高の照会があった場合には、当該売上高を協会に申告しなければならない。

### 6 事故の処理等

- (1) 会員表示登録会員は、点検業務に起因する事故が発生した場合には、その事故の概要を速やかに協会に連絡するものとする。
- (2) 協会は、会員表示登録会員から(1)の連絡を受けた場合には、その内容を損害保険会社に通報し、必要な事務手続きを行うものとする。

- (3) 協会は、(1)の事故の概要及び経過等の記録を消防用設備等の点検事故概要（別紙）により作成し、一定期間保存するとともに、事故の再発防止を図るための資料として活用するものとする。

#### 7 補償基準を超える保険の任意加入

会員表示登録会員が、3に定める補償の限度額及び補償内容（以下「補償基準」という。）を超える補償を希望する場合は、会員表示登録会員が個々に当該補償基準を超える部分を補償する損害賠償責任保険に任意に加入するものとする。

#### 8 損害賠償責任保険加入状況の確認等

- (1) 協会は、表示登録会員になろうとする点検事業者（協会正会員になる場合を除く。）及び当該点検事業者が表示登録会員になった場合には、登録審査時及び毎年、3に定める補償基準を充足する損害賠償責任保険に加入していることを証明する書類を提出させ、損害賠償責任保険の加入について確認するものとする。
- (2) 協会は、(1)の表示登録会員が行った点検に起因する事故が発生した場合には、6に準じて処理するものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から実施する。

別 紙

### 消防用設備等の点検事故概要

点 検 事業者	名称		電 話				
	住所						
事故発生日時		年	月	日	午前・午後	時	分頃
事故発 生場所	名称		電 話				
	住所						
被害者	名称		電 話				
	住所						
点 検 日 時		年	月	日	午前・午後	時	分頃
点検責任者							
事故の概要（事故原因、状況、被害の程度）							
損 害 額			円	保険支払額			円
作 成 日		年	月	日	作 成 者		

注 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。